

当組合の特定健康診査等実施計画〈概要〉

急速な少子高齢化などにより大きな環境変化に直面している医療保険制度を持続可能なものにするため、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、保険者は被保険者および被扶養者に対して生活習慣病に関する「特定健診」を実施し、必要がある者に対しては「特定保健指導」を行うことになっています。

ヨドバシカメラ健康保険組合の「特定健診」および「特定保健指導」の実施方法に関する基本的な事項や、その成果に係る目標等を定めた第4期実施計画の概要は次のとおりです。

特定健診／特定保健指導達成目標

(1) 特定健診の実施目標

令和6年度以降の実施率（目標）を右表のように定め、令和11年度における特定健診の実施率（受診率）を85%とします。

(2) 特定保健指導の実施目標

令和6年度以降の実施率（目標）を右表のように定め、令和11年度における特定保健指導の実施率を80%とします。

(3) 特定健診等実施の成果目標

令和11年度において、令和6年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者および予備群の減少率を25%以上とします。

■ 特定健診目標実施率

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
40歳以上対象者数(人)	2,261	2,449	2,670	2,872	3,071	3,245
被保険者目標実施率(%)	92	93	94	95	96	97
被扶養者目標実施率(%)	26	27	28	29	30	31
合計目標実施率(%)	79	80	82	83	84	85

■ 特定保健指導目標実施率

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
対象者数(人)	448	492	545	596	645	691
実施者数(人)	336	374	420	465	510	553
目標実施率(%)	75	76	77	78	79	80

実施方法

(1) 実施場所

特定健診→当組合の契約健診機関に委託して実施します。
 特定保健指導→特定保健指導を実施できる機関に委託。
 （アウトソーシング）契約代行機関として株式会社バリュー HRを利用し、全国での利用が可能となるよう措置します。

(2) 実施時期

通年

(3) データの受領方法

特定健診および保健指導のデータは、委託先および事業主から電子データにより当組合が受領します。

(4) 個人情報保護

当組合「個人情報保護管理規程」を遵守し、当組合および委託先は業務によって知り得た情報が外部に漏洩することのないよう万全を期します。

(5) 計画の評価・見直し

毎年、当組合において見直しを検討するとともに、令和8年度に3年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた等の場合は見直しを加えます。

(6) その他

被保険者が事業所の定期健診を受診したときは、その結果を事業主から当組合が受領することにより、特定健診を受診したことに代えます。

